

大阪医科薬科大学 大学院医学研究科科目等履修生規程

(平成20年2月1日施行)

(目的)

第1条 本規程は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本学大学院」という。）学則第31条に基づき、医学研究科（以下、「研究科」という。）における科目等履修生（以下、「履修生」という。）について、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 履修生として出願できる者は、別に定める。

(出願手続)

第3条 履修生を志望する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（研究科所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 本務先がある場合には、所属機関長の承諾書
- (5) その他研究科が必要と認める書類

(出願期間)

第4条 出願期間は、入学を希望する時期により、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 前期 前年度の2月1日より研究科が定める期日まで
- (2) 後期 当該年度の8月1日より研究科が定める期日まで

(選考)

第5条 履修生の選考・判定は、大学院委員会において書類審査、必要に応じて面接審査を行って総合的に行い、研究科教授会の議を経て、学長が合否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第6条 合格の判定及び通知を受けた者は、入学手続として所定期日までに研究科所定の書類を提出し、入学金及び授業料を前納しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し入学を許可する。

(入学時期)

第7条 履修生の入学時期は、原則として学期始めとする。

(履修期間)

第8条 履修期間は、1年間を原則とする。

(単位の授与)

第9条 履修を許可された授業科目について、その試験に合格した者には、所定の単位を付与する。

2 履修生として修得できる単位は、15単位を上限とする。

(単位修得証明書)

第10条 履修生の単位は、その請求により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学金及び授業料)

第11条 検定料、入学金及び授業料は、次に定める額とする。

(1) 検定料 30,000円

(2) 入学金 50,000円

(3) 授業料 1単位につき30,000円

2 一旦納付された検定料、入学金及び授業料については一切返還しない。

3 第1項に関わらず、研究科教授会が特に認めた場合には、検定料、入学金及び授業料の納付を免除することができる。

(退学)

第12条 履修生として不相当と認められた場合には、研究科教授会の議を経て、学長は退学を命ずることがある。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、本学大学院学則を準用するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年2月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、令和4年8月18日から施行する。